

令和2年8月31日  
財務省

## 令和2年度 予算執行調査の調査結果の概要

- 本年度の予算執行調査については、3月31日に42件の調査事案を公表。
- 今般、このうち、調査の終了した事案13件の調査結果を公表。
- 必要性、有効性、効率性の観点から調査を実施し、今後の改善点、検討の方向性を指摘。
- これらの調査結果については、各府省に対し令和3年度予算の概算要求や今後の予算執行に確実に反映するよう要請。
- 残りの調査事案については、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しつつ、引き続き調査を継続し、調査が終了次第、公表する予定。

### (参考)

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

## 令和2年度 予算執行調査事案一覧

<調査を終了し、調査結果を公表する事案(13件)>

No.	府省名	調査事案名	指摘内容(注1)			調査主体 (注2)	取りまとめ 財務局
			① 必要性	② 有効性	③ 効率性		
1	内閣・内閣府	内閣・内閣府庁舎における民間ビル使用状況			○	本省	
5	総務省	行政評価等実施事業のうち行政相談に係る経費			○	本省	
6	総務省	ナショナルサイバートレーニングセンターの構築に係る経費 (実践的サイバー防御演習分)		○	○	本省	
8	外務省	日本特集番組制作支援事業		○		本省	
9	外務省	Gaviワクチンアライアンス拠出金		○		本省	
10	財務省	財務局機能強化・地域連携推進経費			○	本省	
11	財務省	確定申告時駐車場整理委託経費			○	本省	
24	農林水産省	農業次世代人材投資事業		○		本省	
25	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金		○	○	共同	関東
26	農林水産省	森林・山村多面的機能発揮対策交付金		○		共同	福岡
30	国土交通省	地籍整備の推進		○	○	本省	
31	国土交通省	直轄河川改修事業		○	○	本省	
36	環境省	指定管理鳥獣捕獲等事業等		○	○	共同	北陸
合計			0	9	9		

(注1) 指摘内容の分類は以下のとおり。

①: 事業等の必要性(事業等の目的が国民や社会のニーズに合致しているか、また、国の関与の必要性があるか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。

②: 事業等の有効性(事業等の目的や目標に照らして、どのような効果が生み出されたか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。

③: 事業等の効率性(必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか等)について検証を行い、単価設定や実施方法等への見直しを求めた事案。

(注2)「本省」: 本省調査(財務省主計局の予算担当職員が実施する調査)

「共同」: 共同調査(財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査)

### 調査事案の概要

農業従事者が高齢化する中、40代以下の農業従事者を令和5年までに40万人に拡大するという目標の下、次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型：最長5年間）を交付している。  
【調査対象予算額】平成30年度：17,534百万円ほか（参考 令和2年度：16,006百万円）

### 調査結果

### 今後の改善点・検討の方向性

#### ○ 新規就農者の確保に関する計画の策定及び関係機関が連携したサポート体制整備の取組が行われているか

- 調査先1,436先（自治体）のうち計画を「策定している」と回答したのは702先（49%）。そのうち関係機関が連携したサポート体制の整備に「十分連携して取り組んでいる」と回答したのは270先（38%）に留まった。【図1】
- 関係機関が連携した体制整備に取り組んでいる自治体の方が、より計画を達成している傾向があった。【図1】
- 農家は「農業技術」はもとより、「販路確保等」「資金調達」など農業所得の向上につながるサポートを求めており、農家のニーズと自治体の取組との間で乖離が見られた。【図2】

#### 1. 新規就農者の確保に関する計画の策定状況及び関係機関が連携したサポート体制の整備について

農林水産省は、各自治体が定める新規就農者の確保に関する計画の策定・公表を要件化し、自治体の計画を把握すべき。

また、それぞれの計画を達成するため、関係機関の連携や役割を明確にしたサポート計画書の策定及び提出を要件化することで、自治体任せにすることなく、サポート体制の実態を把握、必要に応じて指導すべき。

なお、サポート計画書の策定にあたり、農家のニーズを把握・ニーズに対応できる体制とする必要がある。

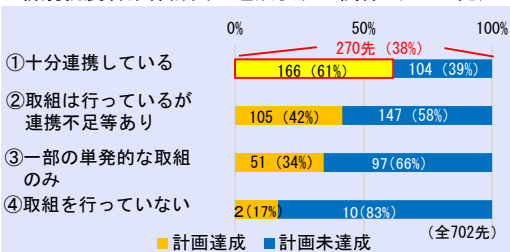
#### 2. 交付対象者に対する適切な評価について

農林水産省は、中間評価の実施について、収支計画等を用いた客観的な評価基準の策定を要件化した上で、資金交付停止を含めた適切な事業の運用を図り、新たな新規就農者の確保やサポート体制の更なる充実を促す等、効果的な事業の執行に努めるべき。

#### ○ 交付対象者に対する評価が適切になされているか

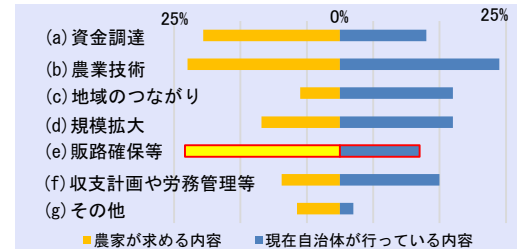
- 中間評価の実施にあたり、恣意性を排除し評価の公平性を担保するために、客観的な基準の策定が求められるが、約3割の自治体で客観的な評価基準が策定されていない状況であった。

【図1】自治体のサポート体制整備の取組状況と新規就農者確保計画の達成状況の関係（全702先）



(注) 計画期間中のため回答不可と答えた自治体（20先）は除いているため、合計と一致しない。

【図2】農家が求める助言・指導内容と自治体が行っている内容との乖離



(注) すべての回答数に対するそれぞれの選択肢の回答割合をグラフ化。なお、農家向けは単数回答、自治体向けは複数回答で実施。

## 調査事案の概要

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の境界や面積等を調査し土地の基礎的情報を明確化することで、災害復旧やインフラ整備の円滑化等を図るために実施しており、国が調査を実施する自治体を支援している。また、民間事業者等による土地測量成果について国土交通大臣が指定を行い、不動産登記に反映させる制度を設けて調査の進捗を図っている。

【調査対象予算額】令和元年度（補正後）：10,026百万円ほか（参考 令和2年度：6,530百万円）

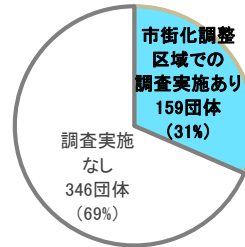
## 調査結果

### ○ 真に必要な地域において調査が実施されていない

- 平成29年度以降に地籍調査を実施した自治体において、重点対象としている5分野（※）以外での地籍調査が8%存在し、依然として重点対象範囲内での実施が徹底されていないことが確認された。
- 人口減少や防災等の観点を踏まえ開発が抑制されるべき市街化調整区域において、地籍調査を行った自治体が約3分の1を占めた。【図1】

（※）平成28年度より、効果的な地籍調査の実施を図るため、①社会資本整備、②防災対策、③都市開発、④森林施業・保全等、⑤所有者不明土地対策と関連する調査を重点対象5分野として支援。

【図1】市街化調整区域において地籍調査が実施された自治体数

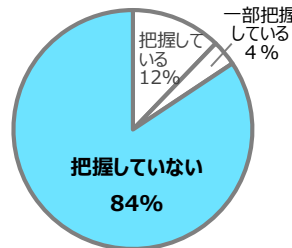


### ○ 民間測量成果の把握・活用が不十分

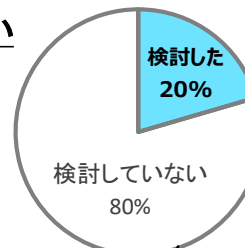
- 国土調査法第19条第5項に基づく指定がされる面的な民間測量成果の有無を把握していない自治体が全体の8割以上に上ることが判明した。【図2】

また、法改正により自治体が代行して申請することが可能となったが、活用意向のある自治体は約3割に留まった。

【図2】自治体における民間測量成果の把握状況



【図3】自治体の各事業実施部局から地籍調査部局への地籍調査実施の依頼に関する検討状況



### ○ 社会資本整備と連携した調査が実施されていない

- 社会資本整備総合交付金において自治体が策定する計画の中で地籍調査が関連付けられているものは5%に留まった。また、各事業実施部局から地籍調査部局へ地籍調査の実施を依頼するか検討を行った自治体は20%に留まった。【図3】

## 今後の改善点・検討の方向性

### 1. 真に必要な地域における地籍調査の実施について

国土交通省は、自治体の事業計画が重点対象分野の範囲内での調査計画となっているか厳しくチェックすべき。

また、重点対象分野それぞれの具体的な範囲について、適切性の判断基準をよりきめ細かく策定し、地籍調査が効率的にかつ真に調査が必要な地域においてのみ実施されるよう不断に見直すべき。

### 2. 民間測量成果の十分な把握・活用について

国土交通省は、自治体による民間測量成果の把握を可能にする新たな仕組みを構築するための検討を早急に進めるべき。

また、自治体が国土調査法第19条第5項の指定申請を代行する制度の活用が図られるように自治体への周知を徹底すべき。

### 3. 社会資本整備と連携した地籍調査の実施について

国土交通省は、社会資本整備と併せた地籍調査を促進するため、自治体内において地籍調査部局と事業実施部局が適切な連携を進められるガイドラインを作成するなど自治体に対する働きかけを強化すべき。